

## 目次

1. 循環取引の会計原理	P 1
2. 会計監査人の沈黙	P 3
3. 粉飾財務諸表	P 4
4. 前期損益修正損	P 7
5. 自社開発ソフト資産	P10
6. 逼迫する粉飾資金	P13

### 1. 循環取引の会計原理

循環取引では、もともと自分が持っていた財貨用益を、わざわざ第三者を迂回して転売するとともに、再度自らがその財貨用益を買戻すなどという不自然な行為が行なわれる。何らの付加価値がつくわけでもないのに、なぜ割増された高値で買戻すようなことをするかというと、循環取引には次の機能面での魅力があるからである。

#### (1) 短期金融機能

循環取引は在庫調整による短期金融機能を持つ。営業政策上適正量を超える在庫を抱えてしまった企業は、過大在庫を買戻し条件付で取引先に転売することにより、転売代金分の短期資金調達を行うことができる。資金調達期間は転売代金の入金時から買戻し代金の支払日までの期間である。すなわち、循環取引の実態の一側面は、在庫を担保とした短期資金の借入に他ならないのであり、ここでの業者間転売によるマージンは実質的な借入金利と考えることができる。在庫調整による短期金融型の循環取引は、商社や卸売業において広く一般に行われている商慣習であり、その行為自体にはなんらの違法性も認めることはできない。短期金融型の循環取引は、在庫商品の実質的担保融資に他ならないことから、原油・ゴム・穀物・銅鉄など市場流動性のきわめて高い商品が対象となる。またその目的は短期金融なのであるから、対象商品の物理的移動は伴わず、倉荷証券や船荷証券だけが業者間で転売される。

#### (2) 粉飾決算機能

循環取引は架空売上の計上による成長性と収益力の偽装機能を持つことがある。粉飾目的の循環取引では、在庫移転を伴わない財貨用益の業者間移転を繰返すことにより売上高と

利益が過大計上され、その結果偽装された優良財務諸表を利用して、金融市場あるいは資本市場からの資金調達が行なわれることになる。粉飾目的で行われる循環取引の対象商品は市場流動性の少ない財貨用益である。粉飾目的を持つ企業は必ずしも市場流動性の高い商品を扱っているとは限らず、むしろ市場流動性の少ない財貨用益を扱っているからこそ、短期金融に窮し、粉飾目的の循環取引に手を出す傾向があるとも考えることもできる。

短期金融型の循環取引が、

「在庫商品→短期資金」

という直接的資金調達ルートをとるのに対して、粉飾決算型の循環取引では、

「在庫商品→粉飾決算→株価上昇→中長期資金」

という間接的資金調達ルートをとる。粉飾決算型の循環取引は、粉飾による株価上昇を資金調達の上がり目としているため、その摘発事例は上場会社に集中することになる。粉飾型の循環取引では、もともと市場流動性のない自社製品が、粉飾決算を媒介とする上場株式市場機能により、俄然、資金調達可能な流動性商品に化けてしまうのである。

粉飾目的の循環取引は、その対象商品に市場流動性が少ないのであるから、循環取引の相手先にとってみると、それだけ取引の決済リスクが高いことを意味する。循環取引を持ちかけた企業が、密約に反して対象商品を買戻してくれなければ、対象商品を市場で売却するしかないことになるが、流動性がないので売却できないかもしれないのである。したがって、粉飾目的による循環取引の業者間マージンは、ここでの取引リスクを反映して、短期金融目的の循環取引に比較してはるかに高いものとならざるを得ない。循環取引が繰り返されるほど取引価格は中間マージン分だけ膨張し、それは実質金利に他ならないのであるから、粉飾目的による循環取引の実態は、闇金融による高利借入での事業運営と何ら変わらない。高利の闇金融に手を出せば無傷ではいられないように、粉飾目的の循環取引を継続すれば、理論上その企業は経営破綻を免れない。

もとより会計学上の売上高とは、経済的付加価値を伴う財貨用益の所有権及びリスク移転をいうのであるから、循環取引による売上なるものは、本来財務会計上の売上高とすることができない。しかしながら、多くの商社・卸売業においては、在庫調整による短期金融型の循環取引もまた売上として会計処理されているのが一般的である。この場合、循環取引により計上された売上だけを見ても、それが短期金融目的なのか粉飾目的なのかは外形上判別できない。そこで、架空売上が計上して成長性や収益力を偽装したいとする企業にとっては、循環取引がまことに媚惑的な粉飾決算手法に見えてしまうのである。

短期金融型の循環取引が売上として会計処理されているからといって、財務会計目的の公表財務諸表において、その売上なるものをそのまま売上高として表示していいことにはな

らない。循環取引の売上処理は、あくまでも内部管理のための管理会計目的においてのみその正当性を主張しうるに過ぎないからである。したがって、管理会計上売上として処理された循環取引は、財務会計上の公表財務諸表においては、その実態にあわせて、借入として振替処理されなければならない。この結果、売上処理により計上された利益額は取り消されるとともに、あらためて業者間マージンが支払利息として計上し直されることになる。この財務会計目的による借入振替処理を怠れば、たとえそれが短期金融目的の循環取引であろうと、それは粉飾決算に他ならない。少なからぬ企業がこの会計上の理屈を理解していない。

## 2. 会計監査人の沈黙

拡大型の長期粉飾では巨額の累積架空収益が貸借対照表内外に残留するのであるから、会計監査においてこれを発見することは、本来さほどの困難を伴わない。ちなみにニイウスコーの架空利益総額は277億円で、平成19年6月決算事業年度末の連結総資産は666億円だったのであるから、少なくとも直近の粉飾決算においては、277億円の架空資産（あるいは簿外債務の残影）が666億円の連結総資産中に含まれていたことになる。すなわちニイウスコーの総資産中41%は架空資産（あるいは簿外債務の残影）だったことになるのであるが、貸借対照表中の41%を占める277億円もの残留架空利益の存在が、監査法人の会計監査で発見されないなどということがありえるものであろうか？

監査法人トーマツは、これらの粉飾財務諸表に対して一貫して適性意見を表明し続けてきたのであるから、彼らが本件粉飾に共謀していないとすれば、ニイウスコーの経営陣は5年を超える長期間にわたり監査法人トーマツを完全に騙し続けてきたことになる。従って、事実は、

- (1) ニイウスコーの経営陣が監査法人をはるかに上回る会計的知能犯であったか、
  - (2) 監査法人トーマツが会計的無知無能にして監査基準に従った正規の会計監査を行っていなかったか、
  - (3) あるいはニイウスコーの経営陣と会計監査人が本件粉飾につき共謀していたか、
- のいずれしかありえない。

これだけの完全粉飾決算なのであるから、監査法人トーマツは知らなかったとはとてもではないけれど恥ずかしくて言い出せず、かといって知っていたといえれば本件粉飾決算の共同正犯となる。したがって監査法人トーマツは本件粉飾決算について、

「個別企業の決算については守秘義務がありコメントできない。」  
などとして黙して語らない。やむを得ず、本件粉飾の会計的解析を行う。

### 3. 粉飾財務諸表

以下に、ニイウスコーの公表した平成17年6月期から平成19年6月期までの3事業年度の粉飾連結貸借対照表ならびに連結損益計算書を示す。

連結貸借対照表 (百万円)

資産	H17年6月	H18年6月	H19年6月
<u>流動資産</u>			
現金預金	14,472	14,713	17,175
売掛金	14,522	13,947	12,197
商品	6,014	6,272	6,439
仕掛品	557	242	1,083
前渡金	87	756	1,315
前払費用	971	1,115	2,184
未収入金	559	577	439
未収法人税等	58	304	1,615
未収消費税等	102	565	534
繰延税金資産	304	207	27
その他	58	31	56
貸倒引当金	0	-1	-1
流動資産合計	37,704	38,728	43,063
<u>固定資産</u>			
<u>有形固定資産</u>			
建物	1,287	1,317	814
工具器具備品	154	326	3,095
土地	469	798	0
建設仮勘定	0	4,650	4,042
有形固定資産計	1,910	7,091	7,951
<u>無形固定資産</u>			
ソフトウェア	2,811	8,358	2,718
電話加入権	10	6	6
ソフトウェア仮勘定	2,036	8,820	5,792
連結調整勘定	551	1,658	0
著作権	0	475	0
営業権	0	303	0
暖簾	0	0	1,799

その他	0	1	2
無形固定資産計	5,408	19,621	10,317
<u>投資その他の資産</u>			
投資有価証券	1,162	3,347	1,670
長期性預金	114	0	225
従業員長期貸付金	22	27	30
敷金保証金	1,457	1,467	1,317
長期前払費用	70	766	57
繰延税金資産	79	77	12
会員権	76	68	44
長期営業債権等	0	0	4,189
貸倒引当金	-36	-36	-2,184
投資その他の資産計	2,944	5,716	5,360
固定資産計	10,262	32,429	23,627
資産合計	47,966	71,157	66,691

(百万円)

負債・純資産	H17年6月	H18年6月	H19年6月
<u>流動負債</u>			
買掛金	18,380	17,712	15,484
短期借入金	3,050	1,954	36,152
未払金	512	5,015	797
未払費用	319	356	343
未払法人税等	1,798	1,641	56
未払消費税等	47	101	60
前受金	3,624	4,027	2,808
預り金	705	2,793	197
繰延税金負債	4	1	78
賞与引当金	0	97	61
受注損失引当金	0	0	149
リース資産減損勘定	0	0	932
その他	3	0	12
流動負債計	28,442	33,697	57,129
<u>固定負債</u>			
長期借入金	0	10,060	10,035
長期未払金	24	10	0

長期前受金	0	0	93
繰延税金負債	0	0	25
退職給付引当金	105	26	28
リース資産減損勘定	0	0	3,449
固定負債計	129	10,096	13,630
負債合計	28,571	43,793	70,759
<u>純資産</u>			
<u>株主資本</u>			
資本金	5,346	8,564	8,564
資本剰余金	5,944	9,162	9,162
利益剰余金	7,977	9,550	-21,951
株主資本計	19,267	27,276	-4,225
<u>評価・換算差額等</u>			
有価証券評価差額		0	37
<u>少数株主持分</u>	128	88	120
純資産合計	19,395	27,364	-4,068
負債・純資産合計	28,442	33,697	57,129

連結損益計算書

(百万円)

損益項目	H17年6月	H18年6月	H19年6月
売上高	78,909	77,180	60,390
売上原価	60,129	58,158	50,262
売上総利益	18,780	19,022	10,128
販売管理費	12,668	13,166	10,567
営業損益	6,112	5,856	-439
<u>営業外収益</u>			
受取利息配当金	1	8	16
受取賃貸料	24	40	37
受取解約違約金	0	48	151
その他	21	26	116
営業外収益計	46	122	320
<u>営業外費用</u>			
支払利息	128	150	353
支払手数料	2	11	6
債権売却損	33	52	56
新株発行費	55	62	0

その他	8	21	20
営業外費用計	226	296	435
経常利益	5,932	5,682	-554
特別利益			
貸倒引当金戻入益	0	0	30
投資有価証券売却益	0	1	0
関係会社株式売却益	0	217	0
固定資産売却益	0	0	82
特別利益計	0	218	112
特別損失			
商品評価損	0	0	1,884
固定資産除却損	60	35	153
固定資産売却損	0	0	23
投資有価証券評価損	0	0	881
会員権評価損	2	8	5
貸倒引当金繰入額	27	0	2,177
事務所統合移転費用	0	0	734
事業撤退損失	0	0	20,717
減損損失	0	0	2,700
特別損失計	89	43	29,274
税金前当期純損益	5,843	5,857	-29,716
法人税等	2,611	2,633	210
法人税等調整額	-215	132	322
少数株主損益	34	3	17
当期純損益	3,413	3,089	-30,265

#### 4. 前期損益修正損

ニイウスコーの連結貸借対照表の特徴は、ソフトウェア並びにソフトウェア仮勘定という擬似資産が、平成17年6月期の48億円から平成18年6月期の171億円にかけて一気に123億円も膨れ上がっており、この擬似資産の膨張に軌道を合わせるようにして、平成18年6月期に突然100億円の長期借入金が見られている点にある。平成19年6月期には、ソフトウェア並びにソフトウェア仮勘定が85億円となり、その残高は一転して大幅な減少となっているのであるが、だからといって借入金が減少したわけではなく、平成18年6月期の会社の長期借入金は前年度とほぼ同額で、短期借入金ときた日には、平成17年6月期の19億円から平成18年6月期の361億円へとさらに342億円もの

大膨張をしている。

会社は平成19年6月期に342億円もの短期の金を調達したと言うのであるから、この金で一体何の資産を買ったのかと思い、連結貸借対照表の資産の部を見てみると、なんと会社の資産総額自体は平成19年6月期には減少しているではないか。この金で資産が購入されたわけではないのである。そこで一体342億円もの金がどこに消えてしまったのかということで、連結損益計算書を見てみると、その金は大損を食らってすっかりスッテしまったという。会社は、平成19年6月期に302億円の当期純損失を計上して、一気に40億円の債務超過に転落している。

世の中にこんな馬鹿馬鹿しい話はいない。疑う人がいれば、誰かに上述のような説明をして金を借りてみれば良い。金など借りられないどころか、この話をした人は嘘つきと言われ、今後まともなビジネスでは誰からも相手にしてもらえなくなるであろう。およそ真摯に会計を学び実践している人であれば、上記平成17年3月期から平成19年6月期の3期間の連結貸借対照表と連結損益計算書を見れば、初級者にして平成19年6月期までの3期間を見ることにより、中級者にして平成18年6月期までの2期間を見ることにより、さらに上級者であれば平成17年6月期だけを見ただけで、これらの決算が粉飾ではないかとの強い疑念を抱かざるを得ない。監査法人トーマツが本件の粉飾決算を知らなかったとは言わせない。

平成19年6月期の巨額損失についての会社側の説明は次の通りである。

*“当社の平成19年6月期の決算は、大幅な売上の減少と営業赤字となり、金融サービス・ビジネスにおいて、ソフトウェア資産に対する減損会計の適用により、資産の減損損失が発生しました。また、医療サービス・ビジネスにおいても、市場環境を見直し、慎重に事業計画を検討した結果、今後、医療事業の継続は赤字幅の拡大に繋がる可能性が高いと判断し、同事業からの全面撤退を決断しました。これら一連の処理により、本日発表した平成19年6月決算において、40億6800万円の債務超過となりました。”*

すなわち、平成19年6月期決算における債務超過転落の理由は、この時の会社側の説明によれば、

- (1) 売上減少による営業赤字
- (2) ソフトウェア資産の減損会計
- (3) 医療事業からの全面撤退

ということになる。そこで特別損失に計上されたソフトウェア資産の減損と医療事業からの撤退損の明細を示すと次の通りである。



特別損失	百万円
<u>医療事業撤退損失等</u>	
<u>事業撤退損失</u>	
ソフトウェア(売切用)	8,385
ソフトウェア(ASP用)	5,418
著作権	1,126
データセンター閉鎖(リース資産の減損損失)	4,002
長期前払費用	802
棚卸資産	980
小計	20,713
貸倒引当金繰入額	1,619
合計	22,337
<u>減損会計適用損失</u>	
ASP サービス用資産減損損失	2,699
商品評価損	1,884
合計	4,583
<u>事業再編損失等</u>	
固定資産除却損	153
固定資産売却損	22
事業所統合移転費用	733
投資有価証券評価損	880
貸倒引当金繰入額	557
その他	5
合計	2,353
総合計	29,274

ニイウスコーの平成15年6月期から平成19年6月期にかけての粉飾利益は277億円だったというのであるから、会社は平成19年6月期に、過年度の粉飾利益のほとんどを特別損失として吐き出したことになる。循環取引が行き詰まり、過去の膿を特別損失として計上することにより、過年度の粉飾を糊塗して生き残りを図ったのであろうが、連結株主資本273億円の会社が一気に292億円もの特別損失を計上して債務超過になったというのであるから、これで過年度の粉飾を疑わない人などいるはずがない。

もとより特別損失とは、会計理論上、非経常的臨時損失と前期損益修正損により構成されている。そこで上記特別損失内訳明細を見てみると、事業再編損失等の23億円は非経常

的臨時損失と言い得るが、医療事業撤退損失等の223億円並びに減損会計適用損失の45億円の多くは実質的な前期損益修正損としか判断できない。ちなみに、前期損益修正損が期間損益における特別損失として許容されるのは、その金額に質的あるいは量的重要性がない場合に限られる。すなわち、質的及び量的重要性のある前期損益修正損は、過年度の決算の誤りなのであり、そしてその重要性のある誤決算が経営の意図に基づくものであれば、これを粉飾決算という。ニイウスコーが平成19年6月期決算において上記297億円の特別損失内訳書を有価証券報告書に開示した段階で、本件の粉飾決算は確定したも同然だったのである。

従って、ニイウスコーとすれば、こんなミエミエの特別損失で平成19年6月期決算を組むのではなく、前期損益修正の本則に立ち戻り、平成15年6月期から平成18年6月期にかけての4事業年度の決算を訂正し、有価証券報告書の訂正報告書を提出すべきだったのである。そんなことをすれば、過年度の粉飾がばれて倒産してしまうと言うかもしれないが、自主的な訂正報告書の提出であれば、本件は金融庁の課徴金処分程度で済まされた可能性もあるのであり、少なくとも、決算期後の平成19年11月に行われた200億円の第三者割当増資は詐欺的増資とはならなかった。

訂正報告書で過年度決算が大赤字となり債務超過がばれたとしても、ニイウスコーの抱える圧倒的な優良顧客を勘案すれば、それでも救済型の資金調達が出来た可能性がある。ニイウスコーに上がり目はあったのである。その唯一の企業存続の可能性を摘んでしまったのは平成19年6月期にいたるニイウスコーの経営者達なのであり、さらには過年度の粉飾決算への虚偽証明の発覚を恐れるあまり、巨額の前期損益修正損の特別損失計上に同意し、更なる虚偽証明によって本件粉飾決算に深く関与した監査法人トーマツと言わなければならぬ。監査法人は本件粉飾決算の共同正犯を免れないであろう。

## 5. 自社開発ソフト資産

平成19年6月期の特別損失の最大の項目が、ソフトウェア資産の減損138億円なのであるから、この事から我々は、ニイウスコーの循環取引の対象商品が自社開発ソフトウェア商品であったことを知ることができる。

さて、平成19年6月期に償却されたソフトウェアは、共に医療事業に関連する売切用とASP用ソフトである。会社は、平成18年6月期の有価証券報告書において、

*“当社は金融情報システム分野で得たノウハウを活かし、かつ新規事業への参入を目的として医療情報システム分野に本格参入いたしました。当社グループが保有する医療情報システムは多くの医療機関システム構築の実績を積み重ねてまいりました。医療機関のお客*

様の高度な要望に応えながら、業務機能の拡充と効率的な IT 投資に見合うソリューションを提供してまいります。”

と記載しているのであるから、会社は、平成18年6月期に医療情報システム分野に本格参入し、そして翌平成19年6月期にはそそくさとその全面撤退を決めたことが分かる。この医療情報システムへの参入と撤退の流れを受けて、平成18年6月期には前述123億円のソフト資産が計上され、そして平成19年6月期には一転して138億円のソフト資産が一括償却されている。

もとよりソフト資産とは自社で発生したソフト開発費の塊なのであり、その実態は費用そのものである。ソフト資産は、在庫商品や現金・有価証券などと異なり、それ自体が第三者に転売可能な実物資産ではないことから、擬似資産として分類され、従って、現行企業会計原則は、自社開発ソフトの開発費の資産計上には極めて厳格な要件を定めている。だいたい、計上の1年後には資産性が全くなくなってしまうような本件ソフト資産なるものが、その前年の平成18年6月期には、本当に資産計上の厳格な要件を満たしていたのであろうか？

会計監査論としては、ここで、平成18年6月期における123億円のソフトウェアの資産計上の妥当性が問題となる。現行企業会計原則上、市場販売目的のソフトウェアの会計処理原則は明快である。研究開発費等に関する会計基準（平成10年3月13日企業会計審議会）では、市場販売目的のソフトウェアの開発費を、

- (1) 最初に製品化された製品マスター完成時までの研究開発費
- (2) 製品マスターの機能維持費
- (3) 製品としてのソフトウェアの製作原価

に大別し、(1)については研究開発費として、(2)については発生時の費用として、(3)についてはソフトウェアあるいはソフトウェア仮勘定（製作途中のもの）として無形固定資産に計上することを定めている。

従って、ソフトウェア開発費のうち資産計上が可能なものは、販売可能性の見極めによる研究開発段階が終了した完成ソフトウェアの実際の製造原価に限定されているのである。ソフトウェアを新規開発する場合、その開発コストの最大のもは製品マスターが完成するまでの研究開発費というのがソフトウェア開発の常識であり、何もどでかい工場で大量の資材と人員を使ってワッセワッセと製造する工業製品ではあるまいし、一旦設計の終わった無形の完成ソフトに対する製造原価などたかが知れている。

研究開発及びソフトウェアの会計処理に関する実務指針（平成11年3月31日日本公認会計士協会）第34項によれば、資産計上可能な製品としてのソフトウェアの製作原価は、

次のようなものであるとされている。

- ・ ソフトウェアの保存媒体のコスト
- ・ 製品マスターの複写に必要なコンピュータ利用等の経費
- ・ 利用マニュアル又は仕様説明書等の製作のための外注費
- ・ 販売用とするための製品表示や包装に係るコスト
- ・ 製作に携わった従業員の人件費など

ニイウスコーが新規開発した医療情報システムがどれほど高度なものであったかは知らないが、その開発コスト中、上記のような制作原価に年間123億円もかかるなどということはおよそありえないではないか？

ここで不思議なことがある。ニイウスコーのシステム開発原価は、そのほとんどが外注費なのである。ニイウスコーの開示した製造原価報告書によれば、システム開発原価中の外注費割合は平成16年6月期が93.9%、平成17年6月期が80.3%、平成18年6月期が76.6%である。すなわち、ニイウスコーは、平成18年6月期に医療情報システム分野への本格参入などと言って自社ソフトの開発に自ら乗り出したことになっているものの、その実態は外注業者にほぼ丸投げによるソフト開発だったのである。さらに、その外注丸投げ構造によるシステム開発は、何も平成18年6月期における医療情報システム分野への本格参入により新たに行われたわけではなく、平成17年6月期以前から、ずっとこの会社は、外注丸投げによるシステム開発を行っていたのである。

平成18年6月期がやってきて、会社は123億円という巨額のシステム開発費を資産計上した決算書を会計監査人に提示した。提示したのは、この年度に新たに代表取締役就任したばかりの割方美奈子社長である。この年度の当期純利益30億円の4倍を越える巨額の擬似資産の計上であり、現行企業会計原則は、ソフト開発費の資産計上に極めて厳格である。会計監査人は当然に緊張したであろうし、123億円の裏づけとなる開発原価の証憑を精査したのであろう。企業会計原則に精通する公認会計士が精査したのであるから、123億円の開発原価のほとんどが外注費であり、これまたそのほとんどが企業会計原則の求める資産計上基準を満たしていないことも痛いほど分かったであろう。それにもかかわらず会計監査人は、ここでのシステム開発費の資産計上を認め、財務諸表に対して適正意見を表明した。なぜか？

その前年においても、あるいは、前年どころかずっと以前から継続して、資産計上基準を満たさないニイウスコーのシステム開発費の資産計上を認めてきたからではないのか？ニイウスコーのシステム開発費は資産計上要件を満たさないどころか、そのほとんどが作業実績のない架空外注費であり、その架空外注費が、元はといえばニイウスコーから出た自社開発原価の循環取引による買戻しに過ぎないことを知っていたからではないのか？監査

法人トーマツが守秘義務を理由として沈黙を続ける以上（注1）、会計監査人は、社会が抱くこの当然の疑問に対して、公開の法廷で釈明することを求められるであろう。

## 6. 破綻する粉飾資金

平成17年6月期から平成19年6月期にかけての直近3事業年度の連結貸借対照表と連結損益計算書によりニイウスコーの粉飾決算を解析したが、実はニイウスコーの粉飾構造は、それ以前からキャッシュフローにしっかりとその影を落としている。ニイウスコーの平成14年6月期から平成18年6月期にかけての5事業年度の連結キャッシュフローを示すと次の通りである。

連結		(百万円)				
キャッシュフロー	H14年6月	H15年6月	H16年6月	H17年6月	H18年6月	
営業活動	2,111	1,646	1,991	3,464	212	
投資活動	-1,612	-175	-319	-4,991	-15,783	
財務活動	2,170	233	1,297	6,382	15,810	

このようなキャッシュフローを示す会社というのは、何事か常軌を逸した金の使い方をしているものである。この会社は平成14年に21億円の営業キャッシュフローがありながら、財務活動で21億円の金を調達している。この年度の投資活動は16億円に過ぎないのであるから、この会社は、本当は資金調達などしなくとも自己資金で投資活動ができたのである。平成14年6月期といえはこの会社が上場を達成した年度に当たるため、公募を行わざるを得なかったと言うのであろうが、このような現象は何もこの年度だけのことではない。

この会社は平成14年6月期から平成18年6月期にかけての5事業年度のことごとくにおいて、

「営業活動の資金余剰」

を常に出しながら、

「投資活動による必要資金を常に上回る財務活動による資金調達」

を行っているのである。

平成15年6月期のこの会社の営業キャッシュフローは16億円の資金余剰があったのであり、これに対して投資に必要な金は2億円で満たない。それにもかかわらずなぜ2億円を超える借金をする必要があるのか？平成16年6月期の営業キャッシュフローの余剰は20億円近い。これに対して投資は3億であり、この程度の投資であれば全額自己資金を

使っても有り余るほどの現金余剰のお釣りがくる。それにもかかわらずこの人達はなぜ12億円もの借金をするのか？平成17年6月期は34億円の営業キャッシュフローの余剰が出た。投資は50億円だというのであるから、その段階でこの会社が潤沢に持っている現金を16億円取り崩せば、これまた全額自己資金で投資を行うこともできたはずである。それにもかかわらず、なぜ公募増資を行って一般投資家の金を集めるのか？平成18年6月期に至っては、会社は常軌を逸したような金集めに走り、公募増資と借金で集めた金がなんと158億円に達している。そしてこの年度もまた営業キャッシュフローは2億円の余剰だというのである。

ニイウスコーは潤沢な営業キャッシュフローが毎年出ていたことになっており、この間の常習的な資金調達とも相まって、その現金資産は毎年確実に積みあがっている。ニイウスコーの連結現預金資産は、平成15年6月期が66億円、平成16年6月期に96億円、平成17年6月期に144億円、平成18年6月期に147億円となり、経営破綻直前の平成19年6月期でさえ171億円もある。まともな人間は自己資金があるのであれば借金などしない。会社が営業キャッシュフローの余剰が出ているといいながらも、常習的に金を集めているとすれば、その会社には何事か金を集めざるを得ないのっぴきならない事情があるのである。

潤沢な営業キャッシュフローの余剰と現金資産にかかわらず、ニイウスコーの資金繰りは実は火の車だったはずである。以下に証拠として、ニイウスコーの平成15年6月期から平成19年6月期にかけての連結キャッシュフロー計算書の中から、営業キャッシュフローだけを取り出した集計表を示す。

連結キャッシュフロー

(百万円)

項目	H15年6月	H16年6月	H17年6月	H18年6月	H19年6月
<u>営業キャッシュフロー</u>					
税金前当期純損益	2,398	3,882	5,843	5,857	-29,717
<u>償却・引当</u>					
減価償却費	350	152	786	993	1,280
連結調整勘定償却	0	0	133	111	0
営業権償却	0	0	0	76	0
暖簾償却	0	0	0	0	162
退職給付引当	15	-49	7	6	2
賞与引当	0	0	0	-39	-36
貸倒引当	-12	-10	27	0	2,147
受注損失引当	0	0	0	0	149

小計	353	93	953	1,147	3,704
評価・売却損					
固定資産売却益	0	0	0	0	-82
固定資産売却損	0	0	0	0	23
固定資産除却損	21	0	60	35	153
商品評価損	0	0	0	48	2,577
商品除却損	97	179	33	5	77
会員権評価損	6	0	2	8	5
事業撤退損失	0	0	0	0	19,917
減損損失	0	0	0	0	2,699
投資有価証券売却益	0	0	0	-1	0
投資有価証券評価損	0	0	0	0	881
関係会社株式売却益	0	0	0	-217	0
小計	124	179	95	-122	26,250
運転資金の増減	-665	-623	-1,285	-3,347	-16,909
役員賞与	0	-102	-25	-172	0
法人税等の支払額	-564	-1,441	-2,120	-3,146	-3,084
その他	1	4	3	-4	-12
合計	1,647	1,992	3,464	213	-19,768

いかがであろうか？この会社は営業キャッシュフローで毎年資金余剰が出ていると言いながら、その内訳明細を機能別に再集計してみると、実は運転資金では毎年資金不足となっているのである。この会社の運転資金の不足は年々厳しさを増し、平成15年6月期及び平成16年6月期には6億円程度の資金不足であったものが、平成17年6月期には12億円の資金不足となり、平成18年の33億円の資金不足を経て、平成19年6月期にはなんと169億円の資金不足となっている。運転資金の不足を補うために、会社は火がついたように金を集めざるを得なかったのである。ちなみに、ここで集計した運転資金の増減明細を示すと次の通りである。

#### 連結キャッシュフロー

(百万円)

項目	H15年6月	H16年6月	H17年6月	H18年6月	H19年6月
売上債権	450	-3,667	2,294	-1,444	-4,138
棚卸資産	-755	-2,635	-1,019	-2,110	-5,358
前渡金	0	-326	199	-613	-559
前払費用	-735	516	-308	-150	-1,045
仕入債務	-252	3,877	-2,470	-703	-2,228

未払費用	-1	22	-307	-158	-12
未払金	72	169	-41	-41	202
前受金	266	1,714	225	340	-1,126
預り金	283	-256	0	2,090	-2,596
その他	7	-37	142	-558	-49
運転資金の増減	-665	-623	-1,285	-3,347	-16,909

増収増益企業であれば事業規模の拡大により運転資金規模が拡大するのであるから、増収増益で運転資金が不足するのはむしろ会計原理上当り前のことである。この会社の増収増益決算が本当であれば、そこでの営業キャッシュフローは本来資金不足になっていなければおかしい。ところがこの人達は、循環取引による粉飾決算を行って増収増益を偽装していた。ここで偽装された増収増益は粉飾によるもので、粉飾では資金決済されない架空利益が計上されるのであるから、粉飾利益はキャッシュフローを伴わない。そこで、営業キャッシュフローを構成する内訳から、資金移動を伴わない会計上の非資金取引を除いて、純粋な運転資金の増減だけを取り出してみると、粉飾利益の排除された営業キャッシュフローが浮かび上がってくることになる。

さて、ニイウスコーは循環取引により増収増益を偽装したのであるが、循環取引そのものは事実として第三者との間で取引が行なわれ、部分的には資金決済も行われていたであろう。そうすると、ここでの増収増益のうち、増収は取引量の一定部分においては本当のことで、真っ赤な嘘だったのは増益だったことになる。だから、この会社のキャッシュフロー計算書では、増収で運転資金が毎年資金不足であるにもかかわらず、営業キャッシュフロー全体では資金余剰が出ているなどという不可解な資金構造を示すのである。すなわち、運転資金は増収を反映して本当の資金不足の姿を示しているにもかかわらず、増益を偽装した粉飾の非資金取引が運転資金の不足をはるかに上回り、営業キャッシュフロー全体では資金余剰が出ていることになってしまうのである。

上記平成15年6月期から平成19年6月期にかけての運転資金不足額を合計すると228億円となる。内部調査報告書による同期間の粉飾利益合計は277億円であった。何のことはない。ニイウスコーは運転資金不足額を埋め合わせるために循環取引にのみりこんで行ったのであり、だから、そこでの粉飾額は運転資金の不足額を少し上回る規模となったというのが本件粉飾決算事件の真相ではないか。すなわち、監査人は営業キャッシュフローを分析するだけで、この会社の粉飾構造を極めて早い段階で発見することが可能だったのである。

上記営業キャッシュフロー集計表の中の法人税等の支払額を5事業年度にわたり集計する



と、その合計金額は103億円となる。この人達は出てもない架空利益を計上しては、本来支払う必要もない法人税を103億円も支払ったのである。ここでこの会社に常時あったはずの豊富な現金資産に疑問を持つ人がいるかもしれないが、この現金資産には裏がある。ニイウスコーの100億円を上回る現金資産は実は簿外の循環取引の決済資金として事実上拘束されており、使うことのできない金だったはずである。だからこの人達は、会社の金庫には現金がうなっているにもかかわらず、いつも資金調達に駆けずり回らなくてはならなかったのである。

この人たちが借りまくった金は莫大なものにのぼり、平成19年6月期末のニイウスコーの連結借入金、短期借入金361億円、長期借入金100億円、リース債務126億円となり、合計額はなんと587億円である。これ以外に会社が資本市場で行ったエクイティファイナンスは、平成19年11月に行なわれた200億円の第三者割当を含めて総額367億円である。この人達は、借入と新株の発行により954億円もの金を集めてトズラしてくれたのである。民事再生を申請した現在のニイウスコーにはこの人たちが集めまくった954億円の金のほとんどが残っていない。そこで一体この1千億円近い莫大な金がどこに消えてしまったのかと考えるのであるが、それは旧経営者の高額報酬や、あるいは、結果として何の役にも立たなかった会計監査人の監査報酬として費消された部分もあるには違いないが、何とんでもその大半は循環取引の相手先企業への支払に消えてしまっていることに留意しなければならない。ニイウスコーの現管財人は、散逸資産の保全回収に全力を挙げていることとは思うが、その金の行き先が循環取引に参加した相手先企業である以上、その回収は容易ではない。司法が本件循環取引の取引相手先を含む全容を解明すれば、被害者救済のための大きな財政的側面支援となる。司法は今こそ無辜の一般投資家の切ない期待に応えるべきであろう。

2008年10月1日

公認会計士 細野祐二

*(注1) 公認会計士並びに監査法人は公認会計士法の規定により、業務上知りえた事項を正当な理由無く第三者に漏洩し、又はこれを盗用してはならない。(公認会計士法第27条) 従って、監査法人トーマツが本件粉飾決算について守秘義務を理由として一切の発言を行わないのはまことに正しい。ところで公認会計士の守秘義務が解除される正当な理由は2つある。1つは、公認会計士自身が刑事あるいは民事上の責任を問われ、法廷で自らを守らなければならない場合であり、もう一つはクライアントから守秘義務の解除を受けた場合である。民事再生申請中のニイウスコーは、機関決定をもって、監査法人トーマツがニイウスコーの会計監査において知りえた事項についての守秘義務を解除してやってはどうか？そうすれば監査法人トーマツも、本件粉飾決算において一体どのようなことが起きていたのかを、会計監査人の立場から説明することができる。その説明は、事件の全貌解明*

の決定的な証言となるであろうし、それはとりもなおさず管財人の資産保全と債権回収に大きな貢献をするであろう。私もまたこれだけの粉飾決算において監査法人トーマツが一体どのような監査を行っていたのか、日本の会計監査論の立場から、彼らの説明を聞きたい。監査法人トーマツが、本稿で私が指摘した疑惑のことがごとくが事実無根の言いがかりに過ぎないと、私並びに国民が理解できるような言葉で論理的に説明してくれることを強く願っている。